

九十九里町告示第48号

九十九里町有害獣被害防止防護柵設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害獣による農作物への被害防止を図ることを目的に、防護柵の設置を行う者に対し、予算の範囲内において、九十九里町補助金等交付規則（昭和47年九十九里町規則第7号。以下「規則」という。）に基づき、九十九里町有害獣被害防止防護柵設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害獣 イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキその他哺乳類に属する野生動物であって農作物に被害を及ぼすものをいう。
- (2) 防護柵 有害獣による農作物への被害防止を図るための電気柵（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第74条に基づき適切に設置されたものをいう。）をいう。
- (3) 農業者 前年の農作物の販売金額が50万円以上ある個人又は法人をいう。
- (4) 受益区域 防護柵を設置することで、有害獣の侵入が防止される区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本町に住所を有する農業者であって、町税の滞納がないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続し、又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 法人であつて、その役員等のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が行う有害獣による農作物への被害を防止するために防護柵を設置する事業とし、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

(1) 防護柵の設置箇所及び受益区域の全域が町内であること。

(2) 防護柵が当該年度に購入したものであること。

(3) 受益区域が当該農業者が所有し、又は借用し、かつ、現に耕作されている農地であること。

(補助の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、防護柵の設置に直接必要な経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は2万円のいずれか低い額とする。

(交付の申請及び請求)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、町長が定める期日までに、九十九里町有害獣被害防止防護柵等設置事業補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 防護柵の設置完成写真及び位置図

(2) 見積書等明細を確認できる書類の写し

(3) 領収書等支出を証する書類の写し

- (4) 前年分の確定申告書又は当該年度の町民税・県民税申告書（法人にあつては、決算書を含む。）の写し
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別記第2号様式）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 規則第12条に規定する実績報告は、前項の申請により行ったものとみなす。

3 交付申請は、補助対象者につき同一年度1回限りとし、2年連続で交付申請できないものとする。

（決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による通知は、九十九里町有害獣被害防止防護柵設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

（額の確定）

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、規則第6条の規定による通知をもって代えるものとする。

（暴力団密接関係者）

第9条 規則第17条第1項第3号の町長が定める者は、第3条第2項第2号から第4号までのいずれかに該当する者とする。

（財産の処分の制限）

第10条 規則第21条第1項ただし書の町長が定める期間は、補助金の交付を受けた日の属する町の会計年度の終了後8年間とする。

（関係書類の整備）

第11条 補助金の交付の決定があつた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助対象事業の適合要件を満たす証拠書類を備えておかなければならない。

2 交付決定者は、前項の証拠書類を補助金の交付の日の属する年度の終了後8年間、町長の要求があつたときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。